

『税を考える週間 小学生書道展開催』

『税を考える週間』に関連し、11月7、8、9日にイオンモール日の出内イオンホールにて「税を考える週間書道展」が開催されました。

多くの応募の中から“特賞”などを含む作品が展示されました。第59回中学生の「税についての作文」では、青梅青色申告会会員であり、青梅市で山川土建を営む山川俊夫氏のお孫さんの羽生雅さん（中学3年生）が、祖父母の事業と税金について「私の知らない税金」という素晴らしい作文を書かれ、東京都八王子都税事務所 所長賞を受賞されました。おめでとうございます。



令和7年度

青梅税務署長納税表彰式

11月12日（水）、青梅税務署主催による、管内功労者の方々に対する表彰式が挙行され、本会からは次の方々が各表彰を受けられました。受賞された皆様、おめでとうございます。

- ◎税務署長表彰受彰者 小山 辰美氏 本会理事
- ◎税務署長感謝状受彰者 須崎 直洋氏 三田支部理事
- ◎IXの一層の普及及び定着に係る税務署長感謝状受彰者 西多摩郡北部建設組合



酒井北建事務局長、齊藤北建組合長、西田署長、高野会長、小山氏、須崎氏、松尾副署長、有光統括官、樋口上席

12月～3月は駐車場が大変混雑します

12月～3月は年末調整、決算指導会で駐車場が大変混雑いたします。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用いただきますようご協力お願い致します。なお一番近い駐車場は、西友の平地駐車場になります。※駐車券のサービスはありませんのでご了承ください。



青色申告会員必携の配布について

令和8年版「青色申告会員必携」を12月1日より申告会にて配布いたします。部数は用意しておりますが無くなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。

全日休館日	午後のみ休館
12月13日（土） 12月27日（土） 1月10日（土） 1月21日（水） 3月17日（火） 日曜日・祝日	全日休館日以外の 土曜日は午後休館
年末年始 12月27日（土）～1月4日（日）	

ご予約はお早めに！ワクチンがなくなり次第終了。

インフルエンザ予防接種

接種料（18歳以上）**4,400円**（税込）

予約開始：受付中
受診期間：1月末ごろ（ワクチンが無くなり次第終了）
受診機関：新町クリニック健康管理センター（青梅市新町3-53-5）

予約方法：新町クリニックにお電話で（0428-31-5312）お申込みください。
青梅青色申告会会員であることをお伝えください。

TOKYO Disney RESORT Corporate Program

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム「サンクス・フェスティバル」パスポート

1月・2月のパークを楽しもう！

期間中、通常の1デーパスポート※価格より

会員限定	大人（18歳以上）	中人（12～17歳）	小人（幼児・小学生 12歳以下）
	500円 お得	400円 お得	300円 お得

※お手元のコーポレートプログラム利用券と併用するとさらにお得！

実施期間 2026年1/5（月）～2/27（金）

●販売期間：2025年11月5日（水）14:00～2026年2月27日（金） ※パークチケットは、2月15日の月日付まで販売されます。
●対象日：下記カレンダーにてご確認ください。

2026年 1月							2026年 2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31							

10%割引！
東京ディズニーセレブレーションホテル®宿泊引
も、併せてご利用ください！
詳しくは利用専用サイトへ

購入方法：「東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム」
<https://www.tokiodisneyresort.jp/treasure/fantasy/dcp/user/>
にアクセス。「サンクス・フェスティバルパスポート」のページから「契約団体番号」と「プランパスワード」を入力します。
（各番号は、お電話にて青梅青色申告会にお問合せください。）

ジョブカン青色申告 やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い

“ジョブカン青色申告（旧ツカエル青色申告）”“やよいの青色申告”をご利用時、**更新の案内**が表示される事があります。これが表示された場合は**必ず更新を行ってください**。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。



(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788

受付時間：平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00

休館：第2、第4土曜、日曜祝日（臨時休館の場合HPにて掲示致します）



青梅 あおいろ だより

（一社）青梅青色申告会

VOL. 198 - 令和7年12月号 -

「令和7年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成サポートを行います。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご予約をお勧めします。

■ 所得税の決算指導会

【日時】 令和8年1月26日（月）～3月16日（月）＜日曜・祝日は休館＞
【時間】 [平日] 9～12時 / 13～17時 ＜最終受付16時＞
[土曜日] 9～12時 ＜最終受付11時＞
【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導
※上記期間中は帳簿内容の確認はいたしかねますので、予め記帳点検にお越しください。

■ 消費税の決算指導会

【日時】 令和8年3月18日（水）～3月31日（火）＜日曜・祝日は休館＞
【時間】 [平日] 9～12時 / 13～17時 ＜最終受付16時＞
[土曜日] 9～12時 ＜最終受付11時＞
【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

12月15日（月）9時より予約受付開始

おすすめ！

LINE 公式アカウント
友だち追加で、さまざまな情報をご案内しています。



おすすめ！

インターネット予約

アクセスは12/15以降にお願いいたします。



電話予約

0428-23-0108

※3月16日は当日受付のみとなります。3月17日は休館日です。
詳しい日程につきましては、別途郵送の「R7年分「所得税・消費税の決算指導会」」チラシをご確認下さい。

【費用】「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております
＜所得税＞ 基本金額 3,000円～（1時間、記帳方法やサポート内容に応じる） / 2時間以降1時間につき2,000円
※郵便料金等の値上げにより、費用の変更があります。ご了承ください。

＜消費税＞ 基本金額 2,000円～（1件、記帳方法やサポート内容に応じる）
※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート（記帳点検等）で来館される場合も上記金額をご負担いただきます。

青梅税務署からのお知らせ

e-Taxでの確定申告にはマイナンバーカードが必要です

e-Taxでの確定申告に必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ①利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
 - ②署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)

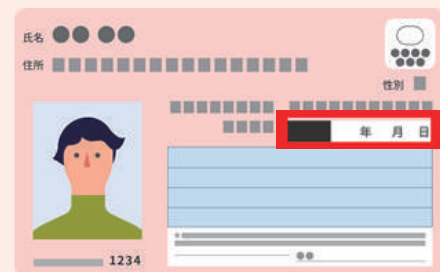
②のパスワードがわからない場合は...

パスワードの再設定が必要です。再設定方法はこちら⇒

(注) ①②両方のパスワードがわからない場合は、お住まいの市区町村窓口でお手続きください。



電子証明書の有効期限切れに注意！



有効期限(発行から5回目の誕生日まで)を過ぎた場合、e-Tax 手続等のご利用ができません。

〔有効期限が切れてしまった〕

〔有効期限を確認したい〕

お住まいの市区町村窓口にて
更新手続きをお願いします

マイナポータルでも確認できます

有効期限の確認や更新についてはこちら⇒



早めの更新手続きをお願いします！

(注) マイナンバーカード本体の有効期限(発行から10回目の誕生日まで)切れによる更新手続きについては、1カ月程度の時間がかかります。

税 国税局・税務署

ぶっつけ本番はとっても危険！！



ととてもしも 大事な事前の記帳点検 をしましょう！ 1/24まで

多くの方が来館される「決算指導会」期間(本紙1面参照)に入りますと、原則として記帳内容の確認にお時間を取ることができません。また、「決算指導会」期間中は、記帳点検で来館された場合も費用をご負担いただくことになります。より正確でスムーズな申告を行うためには、事前の記帳点検が必要です。必ず記帳点検を受けて、決算申告期を迎えましょう！記帳点検をご希望の際は、事前にお電話の上お越しください。

従業員
専従者

がいる方 **年末調整**をお忘れなく！【提出期日 1月13日(火) 1月20日(火) : 納期の特例の承認を受けている方】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と7～12月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートをいたします。

【場 所】 申告会事務局
【対象者】 雇い人への給与と税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者(源泉税を徴収しない方も含む)

※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

【持ち物】

- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
- ・専従者、従業員ごとの給与支給内容を記載した「源泉徴収簿」(扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください)
- ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②令和7年中に支払った国民健康保険料の総額
 - ③令和7年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料(市町村から届いた給与支払報告書など)

※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

年末
調整
とは？

人を雇って給与を支払う場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1年の給与が確定する12月に調整をする必要があります。これを「年末調整」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎた方には還付、足りない方からは徴収します。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

令和7年分の確定申告に向けての準備

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額を調べましょう

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の控除を受けるには、納付額の証明書や領収書は不要ですが、年間納付額の合計金額を調べる必要があります。もしわからない場合は、お住いの市町村にあらかじめお問い合わせください。

控除証明書の保管をお願いします

10月頃から郵送されてきている国民年金やご加入の生命保険などの控除証明書は、決算時に必ず必要になりますので、大切に保管してください。控除証明書等は紛失すると再発行となりますのでご注意ください。

- ・国民年金・生命保険・地震保険
- ・小規模企業共済 など

医療費控除 領収書は捨てないで！

医療費控除は、ご自身や一緒に住んでいる家族のために支払った医療費が、1年間で一定金額を超えときに所得控除を受けることができる制度です。

確定申告の際は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付します。領収書の添付は必要ありませんが、5年間保管が必要です。「家族の分もいいのか?」「領収書捨てちゃった」という方が多くいらっしゃいます。領収書は捨てないで必ず保管してください。

マイナンバーの準備をお願いします

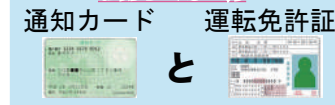
マイナンバーのコピーは毎年必要になります。当会にて決算指導をされている方は、決算時に下記の書類をご準備ください。

マイナンバーカードを
お持ちの方



両面をコピーしたもの

マイナンバーカードを
お持ちでない方



ふたつを並べてコピーしたもの

※上記書類がない場合は申告会にご連絡ください

令和7年分の消費税の申告から簡易課税を選択されたい方

消費税の計算方法は「一般(本則)課税」と「簡易課税」の2通りがあります。簡易課税を選択されたい方は税務署に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。「令和8年分から課税事業者になるから簡易課税を選択したい」「今まで一般課税だったけど簡易課税にしたい」などの場合の届出書の提出期限は令和7年12月31日です。一般課税と簡易課税では納税金額に大きな差が生じる方もいらっしゃいます。お早めにご検討ください。